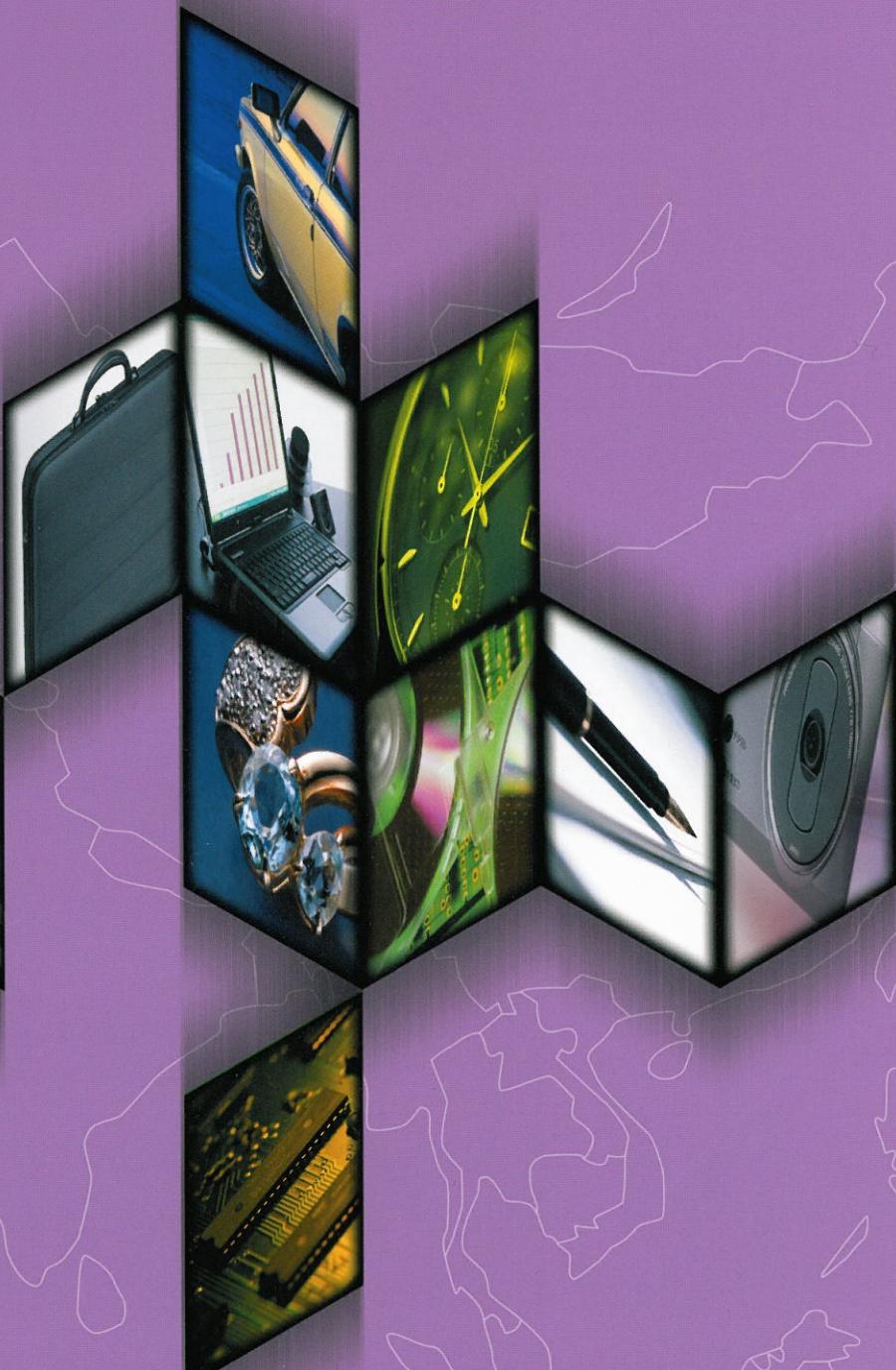


特許庁委託事業

模倣対策マニュアル 中東編



2009年3月

全般	公的手数料 (米ドル)
期限延長の請求	-
正式記録簿の文書の閲覧又はその写しの請求	27
出願人又は権利者の名称変更	109
譲渡又は実施権設定契約の記録	109

第2節 意匠及び工業モデル

1. UAE の意匠及び工業モデル制度の概要

意匠及び工業モデルは、2002年 UAE 連邦法第 17 号の第 3 章で扱っており、優先日から 6 ヶ月以内であれば、パリ条約による優先権の主張が認められる。

意匠及びモデルは、独自又は新規でなければならず（絶対的新規性も要件とされる）、工業的製品又は手芸品のための模様としての機能を果たさなければならず、公序良俗に反するものであってはならない。

2. 保護のための要件

法律における意匠とモデルとの区別は、名目的なものである。工業意匠は、「特別な外観を示し、工業製品又は手芸品のための模様としての機能を果たす線又は色彩の任意の構成又はこれらの特徴の任意の組み合わせ」であると定義される。

工業モデルは、「特別な外観を示し、工業製品又は手芸品のための模様としての機能を果たす任意の三次元的形態」であると定義される。

法律では、この二種類の保護形態を名称によって区別する以外、同一に扱っている。

3. 新規性喪失の例外適用期間

UAE 法は、意匠及び工業モデルが、国際協定、条約又は相互主義にもとづいた条件が考慮された同法の実施規則により定めた条件にもとづいて国内の見本市において展示された場合、意匠及び工業モデルの開示により、保護を受ける権利は損なわれないと定める。UAE において認可（指定）を受けた展示会で新規性を喪失した場合は、その時から 6 ヶ月以内に出願を要する。

4. 意匠登録出願

意匠又はモデルの登録出願は、アラビア語で行い、説明書（新規性説明書）及び表示の

英訳を添付しなければならない。願書を補うために、委任状、譲渡証、（該当する場合は）出願人の会社設立証書及び一つ以上の任意の優先権文書の証明された写しを願書日から 3 カ月以内に提出しなければならない。

出願は、その形式のみ審査し、問題がなければ、意匠又はモデルが登録される。

意匠権又はモデルに関する権利は、年間手数料を毎年納付していれば、10 年間有効である。UAE には、現在、意匠又はモデル（又はその出願）の失効につき、出願人／権利者に落ち度がない場合についても、失効した意匠又はモデルを回復するための規定が存在せず、その点に注意する必要がある。なお、意匠登録証の有効期間は出願の日から計算する。

5. 実体審査（不実施）

経済省の下部組織であり、UAE における意匠登録を担当する UAE 産業財産権部は、最近、工業意匠及びモデルの実体審査を廃止したため、出願に形式上の問題がなければ、意匠又はモデルは登録される。

6. 手続き

外国の出願人から取得した委任状は、署名され、認証され、署名者の国にある UAE の大使館／領事館の認証を受けたものでなければならない。同様に、全発明者から取得する譲渡証も、国外で署名されている場合には、認証され、法律上正当なものと認められたものでなければならない。優先権に関する主張には、その根拠として認証された優先権出願の英訳が必要とされる。出願人が法人の場合、産業財産権部では、前記の文書に加え、認証された会社設立証書を要求する。

意匠及びモデルに関する政府の公的な登録出願手数料は、出願人が企業の場合におよそ 218 米ドル、出願人が自然人の場合におよそ 109 米ドルである。

意匠又はモデルが登録されると、これが特許公報に公告され、利害関係を有する任意の当事者が、公告の日から 60 日以内に意匠又はモデルの登録に対する異議申し立てを行うことができる。所定の 60 日の期間内に異議申し立てが行われなかった場合、登録意匠又はモデルが付与され、登録簿に登録され、意匠登録証又はモデル登録証が権利者に発行される。

7. 意匠及び工業モデル出願の公告

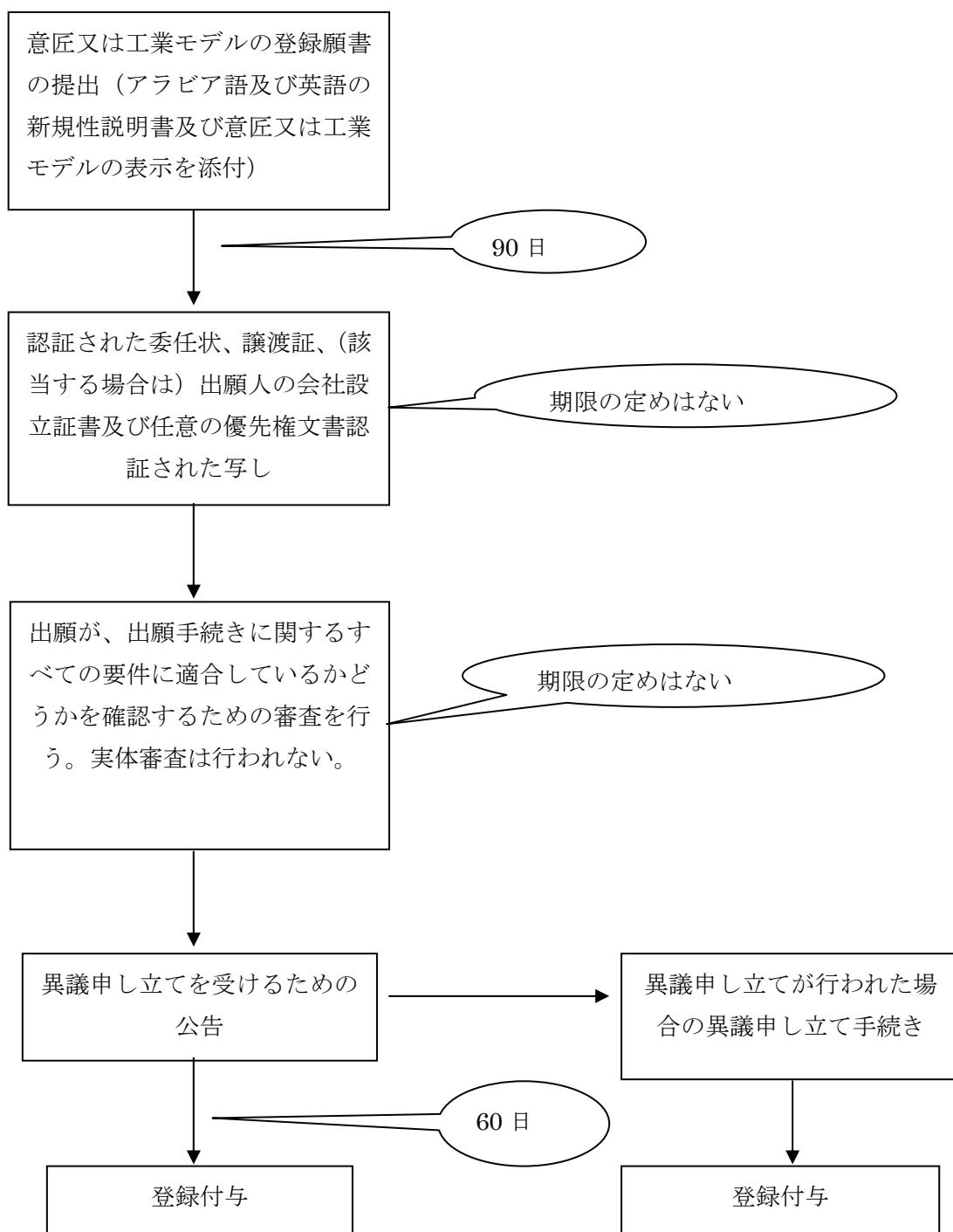
UAE において、登録出願された意匠が、UAE 商標部の発行する公報に初めて公告されたのは、2008 年になってのことである。これらの意匠の登録出願が行われたのは、1998 年である。

UAE では、1990 年代半ばから、登録意匠を出願することが可能になったものの、政府職員が、出願の審査又は調査を行わなかった。しかしながら、登録意匠に関する責任が 2007 年初めに経済省に移行したのに伴い、政府職員が、登録意匠の未処理残の処理に着手した。その結果、2007 年後半に最初の許可通知が発行され、2008 年 3 月に、登録意匠の第一弾が

公告される運びとなった。

UAEにおいて登録意匠保護を受けられるようになったことは、権利者にとって重要な前進であった。出願のかなりの量の未処理残を解消しなければならないものの、経済省では、かなり短期間で解消されるはずである。1998年以前の出願についてであるが、経済省は、保護期間が失効したことを理由に、これを処理しない決定を下したものとみられる。

8. 意匠登録手続きのフローチャート



9. 意匠及び工業モデル登録の効果

意匠又は工業モデルの権利者には、登録後、第三者による以下の行為を妨げる権利がある。

- a) 意匠又はモデルを任意の製品の製造に使用すること。
- b) 意匠又はモデルに関係する任意の製品を輸入すること又は当該製品を使用、その販売を申し出、又はこれを販売する意図で保有すること。

10. 譲渡と実施許諾

登録された意匠又はモデルの所有者は、自然人又は法人に対し、法律にもとづいて与えられた保護の条件を超えない実施条件により、保護対象の権利を実施することを許諾できる。実施許諾は、これを書面で行い、その全当事者が、これに署名するものとする。

使用権は、意匠登録簿に記録され、公報に公告される。実施権は、前記のように記録され、公告されない限り、第三者に効力を及ぼさない。

実施権設定契約は、これに別段の規定がない限り、登録所有者が、自ら意匠又はモデルの対象を実施すること、又は第三者に実施権を付与することを妨げない。

事業に対する所有権全体が譲渡又は移転される場合又は実施権を利用する部門とともに譲渡される場合を除き、実施権設定契約に別段の規定がない限り、実施権設定者は、第三者に実施権を譲渡し、再実施権を設定することはできない。

11. 救済措置、違反と罰則

登録された所有者は、法律にもとづいて保護される任意の種類の知的財産を侵害する製品につき、管轄権を有する裁判所（すなわち、被告の居住する場所に応じ、連邦裁判所又は地方裁判所）に対し、その仮差し押さえ命令を申し立てることができる。

差し押さえを申し立てた当事者は、裁判所が決定した額の保証金を提出するものとし、差し押さえをした当事者は、命令が行われた日から 8 日以内に、本訴を提起するものとする。

被告は、当該期間の終わり又は差し押さえ当事者が提起した本訴を却下する終局的判決がなされた日から 90 日以内に、損害賠償請求を行うことができる。

また、法律は、意匠又は工業モデル保護に関する虚偽の文書の提出又は誤った情報の使用又は不実表示につき、これを拘禁刑及び 5,000 ディルハム（およそ 1,370 米ドル）以上、10 万ディルハム（およそ 2 万 6,700 米ドル）以下の罰金又はそのいずれかに処すことを定めている。また、これらの罰則は、法律にもとづいた任意の種類の知的財産の侵害者に適用される。

裁判所は、差し押さえられた物品の押収又は没収を命ずることができる。

12. 意匠及び工業モデルの公的手数料

意匠	公的手数料 (米ドル)
登録（付与されるための出願）〔出願人が個人の場合〕	109
登録（付与されるための出願）〔出願人が企業の場合〕	218
優先権の主張	－
優先権の主張の追加 1 件につき	－
翻訳手数料（A4 1 枚当たり）	－
年金〔出願人が個人の場合〕	
2 年目	109
3 年目	114
4 年目	120
5 年目	125
6 年目	131
7 年目	136
8 年目	142
9 年目	147
10 年目	153
年金支払いの納付期限徒過	27
年金〔出願人が企業の場合〕	
2 年目	218
3 年目	228
4 年目	240
5 年目	250
6 年目	262
7 年目	272
8 年目	284
9 年目	294
10 年目	306
年金支払いの納付期限徒過	54

付属資料 1.1-（アラブ首長国連邦）

特許及び意匠およびモデルにおける所有権を規定し保護する連邦法（仮訳）

2002 年第 17 号

UAE 大統領である、私、ザイード・ビンスルターン・アールナフヤーンは、
憲法、
改正に基づく省庁の権限及び大臣の権限に関する 1972 年制定の連邦法第 1 号
商工会議所連盟を設立する 1976 年制定の連邦法第 5 号
産業を規定する 1979 年制定の連邦法第 1 号
商業取引における詐欺及び欺瞞の禁止に関する 1979 年制定の連邦法第 4 号
改正に基づく営利企業に関する 1984 年制定の連邦法第 8 号
改正に基づく民事取引法を公布する 1985 年制定の連邦法第 5 号
民事訴訟法を公布する 1992 年制定の連邦法第 11 号
特許及び意匠および工業モデルにおける所有権を規定し保護する 1992 年制定の連邦法第 44
号
商慣習法を公布する 1993 年制定の連邦法第 18 号
UAE の世界知的所有権機関（WIPO）への加盟を採択する 1975 年制定の連邦法令第 21 号
UAE の産業財産権の保護のためのパリ条約への加盟を承認する 1996 年制定の連邦法令第 20
号
UAE の世界貿易機関（WTO）への加盟を承認する 1997 年制定の連邦法令第 21 号
UAE の特許協力条約（PCT）への加盟を承認する 1998 年制定の連邦法令第 84 号
を精読し、経済相の提案に基づき、内閣の承認を受け、連邦最高評議会の批准を受けて
以下の法律を公布する。

第 1 章 定義及び総則

第 1 条

本法において使用され、かつ本法に別段の定めがない限りは、次の用語及び表現は、以
下を意味する。

UAE : アラブ首長国連邦

省 : 経済産業省

大臣 : 経済産業相

局 : 省に帰属する産業財産権部及びその全国の部局

委員会：大臣の決定により任命される苦情委員会

保護証書：局が工業発明、意匠又はモデルに対して、特許、実用証又は意匠もしくはモデルの登録証の形式で保護を与えたことを証明する文書

発明：発明者によって創造された概念であって、技術に関連する特別な問題に対する実用的な新しい解決策を提供するもの

特許：UAEにおいて局が発明に対して与える保護

実用証／実用新案保護：局が UAEにおいて特許を取得できるほど発明的又は創造的ではない発明に与える保護

登録証：局が UAEにおいて意匠又はモデルに対して付与する保護

ノウハウ：職業経験により収集し実用的で有用な技術情報又は知識

意匠：特別な外観を示し、工業製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たす線又は色彩の任意の構成又はこれらの特徴の任意の組合せ

モデル：特別な外観を示し、工業製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たす任意の独創的な立体的形状

公報：本法及び施行規則の定める全事項について公布するための局の定期公報

国際特許出願：特許協力条約に基づく特許を取得するために局に提出される出願

特許出願の国際出願：特許協力条約に定められた条件及び方式に従って、当該条約の締約国において保護を得るために、当該締約国の特許庁に提出される特許出願

受理官庁：特許協力条約に従って国際特許出願が提出され、かつそこから別の官庁に転送する現地の官庁

選択官庁：国際出願を提出する者が、特許協力条約の要件の充足を確保するために、当該出願の審査を受けるべく選択した官庁

指定官庁：国際出願を提出する者が、本法に基づき特許を付与する関係官庁として指定した現地の官庁

第2条

本法の規定は、UAEが当事国となっており、当事国の国民の権利及び類似の地位を享受する者の権利に関する国際協定および条約に準拠する。

UAEに対して相互主義の待遇を与える国を母国とし、前項の規定が適用されない外国籍の者は、本法の与える国民の権利を享受する。

第3条

UAEの展示場において展示される発明及び意匠および工業モデルに対しては、本法の施行規則により定める条件及び形式に従って、かつ UAEが当事国である国際協定及び条約に従って、又は、相互主義の待遇に基づき、仮保護を与える。

第2章

発明

第1節：特許及び実用証

第4条

特許は、革新的（innovative）アイデアから生じる、又は、いかなる分野のものであれ既に特許を受けた発明に対する改良に該当する新規の発明に対して交付される。発明又は改良は、それが新規の工業製品、新規の工業技術もしくは方法又は周知の工業技術もしくは方法の新たな適用方法の開発であるかにかかわらず、科学的な根拠があり、かつ、産業において有用なものでなければならない。

発明は、農業、漁業、手工業及びサービス業を含む最も広い意味における産業のあらゆる部門において応用及び使用できる場合に、産業において実用性があると見なされる。

出願は、一の発明のみ又は単一の一般的発明概念を成すように関連のある複数の発明を対象としなければならない。

特許の交付後の再審理において、前項に定める单一性の要件が充足されていないと判断される場合、これが特許取消しの理由と見なされることはない。

第5条

実用証は、産業において実用性があるが、特許を取得できるほど進歩的又は創造的ではない新規の発明に対して与えられる。

実用証は、発明者又はその法定代理人の請求に応じて第4条で予定されている種類の発明に対して与えられる。

第6条

1. 特許又は実用証は、次のものに対しては与えられない。
 - a) 研究、植物及び動物の種及びそれらを生産するための本質的に生物学的な方法、ただし、微生物学的方法又はその生成物は除く。
 - b) 診断、治療及び手術による人及び動物の処置方法
 - c) 科学原則、発明、発見及び数学的方法
 - d) 精神的な行為、ゲーム又は事業を遂行するためのスキーム、計画、規則及び方法
 - e) 公序良俗を保障するためにその公表又は商業的利用が禁止されなければならない発明
2. 局は、特許出願に記載された発明が国防に関連すると納得する場合、本法の施行規則に定める手続に従う。

第7条

1. 本法第9条に従って、特許に対する権利は、発明者又はその権利承継人に帰属する。
一の発明をなすために2以上の者が協力する場合、特許は共同でそれらの者又はその権利承継人に対して与えられる。発明を完成させるために発明の設計過程において役割を果たさずに補助のみを提供する者は、発明者又は発案者とは見なされない。
2. 本法第8条及び第9条に従って、他の者に先行して特許出願もしくは実用新案保護の出願を提出する者、又は、同じ発明について他の者に先行して優先権の請求を行う者は、出願が保護適格性の基準を満たすことを条件として、それぞれ特許又は実用新案の保護を享受する権利を有する。
3. 利害関係者は、本法及び施行規則に基づき、出願の認可又は拒絶の決定に対して不服申立又は審判請求を行うことができる。

第8条

発明の本質的要素が他の者の発明から取得されたものであり、その取得又は特許出願の提出について当該他の者の承諾が得られていない場合、この侵害の結果として損害を被つた者は、侵害者に対して出願、特許又は実用証が与えられている場合には、それを自身に譲渡するよう請求することができる。

第9条

1. 雇用契約又は特定業務を遂行するための契約の遂行において成された発明について特許を出願する権利は、契約に別段の定めがない限りは、使用者又は当該業務の委託者に帰属する。
2. 発明の経済的価値が当該契約の締結時に当該契約当事者により予見されていなかった場合、発明者は、追加的報酬を受ける権利を有し、また一定の金額について当事者間で合意されていない場合は、裁判所が決定するものとする。
3. 発明活動に従事することを定めない雇用契約を結ぶ被用者が、その使用者の活動分野に関する発明を生産し、当該発明が使用者により被用者の利用に供された専門知識、文献、道具又は原料を使用して成立する場合、使用者が書面により特許の所有について関心がある旨を表明していない限りは、被用者は、使用者に対して当該発明について本条第4項に定める通知を送達した日から起算して、又は、別の手段により当該発明について使用者が知った日から効力を発して4ヶ月後に、特許に対する権利を有する。
4. 発明を行った被用者は、直ちに発明について書面により使用者に通知する。
5. 使用者が、本条第3項に定める期間内に当該発明の所有に関心があることを表明する場合、使用者は、発明が行われた日に特許に対する権利を有する。発明を行った被用者は、公正な報酬に対する権利を有し、この報酬は当該発明の重要性及び経済的価値、

並びに当該発明により使用者にもたらされるすべての利益を勘案したものとする。両当事者が報酬額について合意に達しない場合、報酬額は、裁判所が決定する。

6. 本条に基づき被用者に対して与えられる保護を損ねる合意は、無効と見なされる。

第 10 条

発明者が、書面により自らの氏名の記載を望まない旨の通知を行わない限りは、発明者の氏名を特許証又は実用証に記載する。

特許出願及び提出書類又は実用新案の保護のための出願は、本法の施行規則に基づき提出する。

第 11 条

1. UAE が加盟する協定又は条約の締約国である国において先に行った出願に基づき、当該出願について優先権を主張することができる。先の出願が登録された日付及び番号、並びに当該出願が提出された法域は、本法の施行規則に含まれる指針に従って、出願書に記載するものとする。
2. 優先権の主張期間は、最初の出願日から起算して 12 ヶ月とする。

第 12 条

局は、本法及び施行規則に基づき、特許又は実用新案保護の出願を審査し、特許又は実用新案の保護を与えるために要件を充足するよう請求することができる。

局は、出願の拒絶についての決定を出願人に通知し、出願人は、委員会に当該決定に対して審判請求するための期間として 60 日間を与えられる。

第 13 条

特許及び実用証は、大臣の決定により与えられ、公報において公開される。利害関係者は、公開日から起算して 60 日以内に、委員会に対し異議申立書を提出することができる。

前項に定める期限内に異議が申立てられない場合、特許又は実用証は、登記簿に登録され、当該者に対し特許又は実用証が交付される。特許又は実用証は、登録日、交付日、及び登録料もしくは更新料が納付済みであることの記載、及びその他本法の施行規則の求める詳細を含まなければならない。

第 14 条

特許の存続期間は、出願が提出された日から起算して 20 年間とし、実用新案保護の存続期間は、出願が提出された日から起算して 10 年間とする。

特許及び実用証に対しては、特許又は実用新案保護の出願を行った日の翌年から毎年初頭に特許料を納付する。特許又は実用新案の所有者が当該年の最初の 3 ヶ月内に特許料を

納付しない場合、当該料金及び本法の施行規則に定める追加料金を納付するための猶予期間としてさらに3ヶ月与えられる。

いずれの場合も、特許又は実用新案保護の存続期間の全部又は一部について特許料を前払いすることができる。

特許又は実用新案の所有者が、前記の当初の納付期限日から6ヶ月が経過するまでに特許料を納付しない場合、特許又は実用証は失効すると見なされる。

本条に基づく特許又は実用新案出願は、特許又は実用証に適用されるものと同じ規則に従うものとする。

第 15 条

1. 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。
 - a) 発明を使用する権利。特許の対象が物である場合には、当該物を使用し、生産し、販売を申出、販売し又は輸入する目的で行う行為。特許の対象が工業的方法又は特定の生産方法である場合、特許権者は、当該方法又は手法から直接的に得られた物について、当該方法又は手法を使用する権利に加えて、前記と同じ権利を享受する。
特許の対象が物である場合、特許権者は、第三者が自らの承諾を得ないで生産し、使用し、販売の申出を行い、販売し又は輸入することを禁止する権利を有する。
特許の対象が工業的方法である場合、特許権者は、第三者が自らの承諾を得ないで実際に当該方法を使用し、当該方法から直接的に得られた物を使用し、かつ当該物の販売を申出、これを販売し、又はこれらを目的として輸入することを禁止する権利を有する。
 - b) 特許又は実用証が周知の工業技術もしくは方法の応用方法又は新規の方法について付与される場合、当該方法を使用し、当該方法から直接的に得られた物について、(a) 項に定めるいずれかの行為を実行すること。
2. 本条第1項に定める特許又は実用証に基づく権利は、工業的又は商業的目的で行われた行為に限定して適用され、かつ保護の対象となっている販売後の物に関連する行為には拡大して適用されない。

第 16 条

1. 特許又は実用証により与えられる保護の範囲は、保護出願書に定義される。
2. 建築図及び図面は、出願の内容を説明するために使用する。

第 17 条

出願日前に、又は、適切である場合には、対応する特許の出願の優先日前に、UAEにおいて、発明を構成する物をすでに生産もしくはかかる方法を使用していたこと、又はかかる

生産もしくは使用のために積極的な手段を講じていたことを善意により証明できる者は、特許又は実用証の付与の有無にかかわらず、かかる行為及びかかる行為から獲得された物について、本法第 15 条に定められたその他の行為を行う権利を有する。ただし、この権利は、当該生産もしくは使用を行っていた施設（establishment）と併せてのみ移転又は譲渡できるものとする。

第 18 条

特許、実用新案及び係属中の特許及び実用新案の出願は、第三者に譲渡することができる。

特許もしくは実用新案又は出願されている特許もしくは実用新案の譲渡は、文書により、契約当事者各々が局の担当官の面前で署名するか、又はその署名を UAE の公証人の立会い下で、認証を受けた上で行うものとする。

特許又は実用新案の譲渡は、本法の施行規則に定める手数料が納付された時に、指定された登記簿に登録される。

第 19 条

特許により与えられた権利は、次の行為に対しては行使できない。

1. 科学研究を目的として行われる行為
2. 交通手段の本体又は交通手段の機器、設備、歯車その他の付属品への特許の対象を成す装置の使用であって、当該交通手段が一時的に又は偶発的に UAE の領域に入国する場合。ただし、かかる装置が交通手段の必要のためにのみ使用されることを条件とする。

第 20 条

当事者間で反対の趣旨の規定がない場合、特許又は実用新案の共同権利者は、個別に、特許を受けた発明又は実用新案における自己の持分を第三者に譲渡し、当該持分を使用し、本法第 15 条により与えられた権利を行使することができるが、第三者への実施許諾の付与は、すべての共同権利者の同意がある場合にのみ可能である。

第 21 条

特許又は実用新案は、事業とは別に又は事業とともに、債務支払いのための担保とすることができる。担保は、各場合に応じて、特許登記簿又は実用新案登記簿に登録し、公報に公開する。

第 22 条

特許もしくは実用新案の譲渡又は担保は、各場合に応じて、譲渡又は担保が、特許登記

簿もしくは実用新案登記簿に登録され、かつ公報に公表されて初めて第三者に対して拘束力を有するものとなる。

第 23 条

債権者は、各場合に応じて、動産又は債権の差押え手続に従って、債務者の所有する特許証又は実用新案証を差し押さえることができる。

債権者は、局に対して、特別登記簿を更新するために、差押え及び最終競売結果を通知しなければならない。差押え命令及び最終競売結果は、公報に公開されるものとする。必要な手数料は、本法の施行規則に従って納付する。差押え又は最終競売結果は、公開の日から第三者について拘束力を有することになる。

第 2 節：強制実施許諾及び特許の取下げ

第 24 条

1. 特許もしくは実用新案の対象となる発明が実施されなかった場合、又は、十分に実施されなかった場合、利害関係を有する第三者は、本法第 30 条に基づき、次の条件において強制実施許諾を申請することができる。
 - a) 特許又は実用新案証が発行されてから少なくとも 3 年が経過している。
 - b) 提案を行った使用者は、合理的な価格かつ合理的な商業条件により、特許権者から実施許諾を取得するための努力を行ったこと、及びかかる努力が合理的な期間内に成功に至らなかったことを証明しなければならない。本法の施行規則は、これに関連して従うべき手続を定める。
 - c) 当該強制実施許諾は無制限なものであってはならず、また強制実施許諾の条件がライセンサーとライセンシー間の義務及び制約を含み得ること。
 - d) 当該強制実施許諾は、国内市場への供給のために供与されるものとし、提案を行った使用者は、当該発明が出願の原因となった欠陥を克服するか、又は、必要を満たすために十分に実施されることを保証するために、本法の施行規則に基づき担保の提供が義務づけられる。
 - e) 強制実施許諾の裁定にあたっては、特に実施許諾が供与される機関及び目的について特定して実施許諾の範囲を定めるものとする。
 - f) 特許権者には、公正な報酬が支払われる。
 - g) ライセンシーは、特許を実施する排他的権利を有する。実施許諾は、権限ある裁判所から移転の承認を得ることを条件として、特許を実施するライセンシーの事業又は事業の一部の所有権の移転によってのみ第三者に譲渡することができる。移転は、本法第 28 条及び第 32 条に従って行う。

- h) 半導体技術に関する特許について強制実施許諾を供与する場合、実施許諾は、公的な非商業的実施のため、又は、司法もしくは行政手続の結果、反競争的であると判断された救済措置の実施のためにのみ供与することができる。
2. 強制実施許諾は、特許又は実用新案の権利者が輸入以外の法的理由に基づき、自己の立場について正当な理由を示すことができる場合に限って、供与されない。

第 25 条

1. 強制実施許諾は、ライセンサーに対して、当該の物を輸入する権利を除いて、実施許諾の条件に従って、本法第 15 条に定める活動の一部又は全部を行う権限を与える。
2. ライセンサーは、不法行為が通知されたか、又は、それについて知っていたにもかかわらず、いずれかの側の行為がなされない場合に、発明及びその実施を保護するために、特許又は実用新案の権利者の利用可能な民事的及び刑事的救済措置を追求する権利を有する。

第 26 条

強制実施許諾の供与は、さらなる強制実施許諾の供与を除外しない。

第 27 条

1. 権限ある裁判所は、関係者の請求により、特許又は実用新案の権利者に対し、当該発明の実施又は他人への実施許諾の供与を禁止するか否かを検討する。
2. 権限ある裁判所は、強制実施許諾が国家緊急事態、極度の緊急事態又は公的な非商業的実施の状況に対処するために求められる場合には、本法第 24 条 1 項 (a) 及び (b) に従わなくとも許される。

第 28 条

強制実施許諾の申請は、権限ある裁判所に対し、特許又は実用新案の権利者を訴える訴訟の形で提出される。局に対しては、代理人を送るよう通知する召喚状が送達される。裁判所は、当事者に対して和解による合意を許可することができる。裁判所は、正当な理由があると判断する場合には、当該許可を延長することができる。

和解期間の終了にあたって、当事者が和解に到達できない場合、裁判所は、申請を検討し、強制実施許諾を供与するか否かを判断し、また強制実施許諾の供与が決定される場合、裁判所は、本法第 24 条に基づき、実施許諾の条件を述べ、かつ、特許又は実用新案の権利者に対して支払うべき報酬を定める。この決定は、他方の当事者及び、特別登記簿を更新するため、局に対して通知される。この決定は、必要な手数料の納付を受けて公報で公開され、また公開の日から第三者に関して拘束力を有することになる。

第 29 条

1. 大臣は、発明が公的利益のために必要である場合、第 24 条（ただし第 1 項の (a) 及び (b) を除く。）の条件に従って、特許又は実用証により保護される発明を実施するための強制実施許諾の交付を承認することができる。
2. 強制実施許諾の供与についての大蔵の決定又はその報酬額の査定は、大臣の決定が公報に公開された日から 60 日以内に権限ある裁判所に対して控訴することができる。

第 30 条

1. 先の出願に基づき与えられた特許又は実用証に付随する権利を侵害せずには、UAEにおいて、特許又は実用証により保護される発明の実施が不可能である場合、当該特許又は実用新案の権利者は、後の特許において請求された発明が先の特許又は実用証により保護されている発明の目的とは異なる工業目的のためのものであるか、又は、先の発明に対して著しい技術的向上を示すものである場合には、自らの発明を実施するために必要な範囲で、本法第 24 条第 1 項 (c) に従って、請求により強制実施許諾の供与を受けることができる。
2. 2 つの発明が同じ工業目的のためのものである場合、先の特許又は実用証の所有者に対して、その請求がある場合には、後の特許又は実用証に関する強制実施許諾を供与することを条件としてのみ、後の特許又は実用証の所有者に対して、強制実施許諾が供与される。
3. それにもかかわらず、当事者は、書面により何らかの合意に至ることができ、また当該合意について特別登記簿を更新するべく、局に対して通知することができる。

第 31 条

1. 強制実施許諾を供与した当局は、それを正当化し得る関連のある新たな発展があったことに照らして、特に特許又は実用新案の権利者が強制実施許諾の条件よりも優位な条件による実施許諾契約を申出る場合には、特許もしくは実用証の所有者又は強制実施許諾の保有者の請求に応じて、その条件を変更することができる。
2. 強制実施許諾を供与した当局は、ライセンシーが実施許諾供与の条件に従わない場合、又は実施許諾が供与された当初の理由がもはや存在しない場合、特許又は実用証の所有者の請求に応じて、当該実施許諾を取消すことができる。ライセンシーは、この場合には、直ちに停止することにより相当な損害が生じることになる場合には、当該発明の実施を停止するために合理的な時間を与えられる。
3. 本法第 35 条及び第 36 条は、強制実施許諾の変更及び取消しに対し適用される。

第 32 条

1. 強制実施許諾及び関連する決定は、特別登記簿に記録し、また本法の施行規則に基づ

- き必要な手数料の納付を受けて、公報に公開される。
2. 本法第 29 条に基づき交付された実施許諾は、当該発明が政府により実施される場合には、手数料を免除される。

第 3 節：特許、実用証又は実施許諾の譲渡及び取消条件

第 33 条

特許、実用証又は強制実施許諾の所有者は、局及びこれらのいずれかに関連して権利を有する者に対し、書面により通知して、これを譲渡することができる。

譲渡は、特許、実用証又は強制実施許諾により与えられる権利の一又は複数に限定することができる。譲渡は、第三者が自己の権利を書面により譲渡していないことを条件として、第三者の権利を毀損してはならない。譲渡は、特別登記簿に登録され、また公報に公開された日から発効する。

第 34 条

利害関係者は、権限ある裁判所に対して、特許、実用証又は強制実施許諾の取消しを申請することができる。

特許、実用証又は実施許諾の所有者、局及びこれらのいずれかに関連して権利を有する者は、次の場合には、通知を受ける。

1. 特許、証明書又は実施許諾が、本法又はその施行規則に定める条件を充足せずに与えられた場合。
2. 特許、証明書又は実施許諾が、本法第 11 条に従って先の出願の優先日にかかわらず、与えられた場合。

取消しの申請は、特許、証明書又は実施許諾の一部に限定することができ、その場合には交付された決定は、与えられた権利を制約するものとみなされる。

第 35 条

本法第 31 条に従って、特許、実用証もしくは実施許諾の全部又は一部の取消しは、当該特許、実用証もしくは実施許諾が付与された日から発効するものとする。それにもかかわらず、所有者は、実施者又はライセンシーが利益を得たことが実証される限りは、当該発明又は強制実施許諾の実施に対して受け取った報酬を返還する義務を有さない。取消しの決定は、特別登記簿に記載され、公報に公開される。

第 4 節：特定の発明に関連する規定

第 36 条

1. 特許もしくは実用証の所有者又はその法定承継人は、特許もしくは実用証の付与を受けた先の発明の改良又は修正について、追加の特許もしくは実用証を取得する権利を有する。追加の特許又は実用証の付与の申請は、元の特許又は実用証の申請と同じ方法により行う。追加の特許又は実用証により与えられた権利は、元の特許又は実用証による権利と同一とする。
2. 追加の特許又は実用証の存続期間は、同時に継続するのであり、すなわち、主たる発明の特許又は実用証の存続期間に相当する期間について継続する。それにもかかわらず、主たる発明の特許又は実用証の取消しは、必ずしも追加の特許又は実用証を取消さない。施行規則は、追加の特許又は実用証に関して年間に納付すべき料金を規定する。
3. 追加の特許又は実用証の申請は、特許又は証明証が与えられる前に、独立した特許又は実用証の出願に切り替えることができる。

第 5 節：国際特許出願

第 37 条

局（受理官庁、指定官庁又は選択官庁として）は、UAE の批准している特許協力条約に基づく国際特許出願を受理する。本法の施行規則は、これに関して遵守すべき条件及び方式を規定する。

第 38 条

局の提供するサービスに対して支払うべき手数料は、特許協力条約及び規則に従って定める。手数料は、国際特許出願の提出された日（国際特許出願の提出）の翌年から始まって毎年の初頭に特許出願について毎年納付する。出願は、出願人が出願日から 6 ヶ月以内に局に必要な手数料を納付しない場合には、放棄されることになる。

第 6 節：ノウハウ

第 39 条

特許又は実用証により与えられた権利を損ねることなく、ノウハウは、すでに公開されているか、又は、一般に公知となっていない限りは、第三者による不法な実施、開示又は流通からの保護を享受する。保護の適格性を有するためには、ノウハウの所有者は、本法

の施行規則の定める方法により、ノウハウの構成要素の秘密を保護するために積極的な措置を講じなければならない。

第 40 条

独自の手段又は法的手段を通じ、ノウハウを取得する者は、別な者が、同じノウハウを取得している場合であっても、当該ノウハウを自ら使用し、又は、これを他の者に開示する権利を有する。

第 41 条

ノウハウ契約は、書面で作成しなければならず、これに、様々な構成要素、これを使用する目的及び移転するための条件を記載しなければならず、さもなくば、その契約は、無効とする。

ノウハウ契約は、本法の施行規則に定める発明の使用、譲渡、移転及び実施許諾供与のために適用されるものと同一の規則に従う。

第 42 条

その秘密な性質について認識していたか、又は、当該性質について過失により知らなかつた者によるノウハウの要素の無断での使用、開示又は流通は、不法行為を構成する。

第 3 章

意匠及びモデル

第 43 条

意匠及びモデルの保護に関する本法の規定は、法律、UAE の加盟する国際協定及び国際条約に基づく道徳上の権利及び関連する技術的問題を損ねるものではない。

第 44 条

意匠又はモデルは、局が管理する特別登記簿への登録をもって、本法に基づき保護される。登録の申請は、本法の施行規則に定める方式及び料金ガイドラインに従って提出及び審査される。

第 45 条

保護の申請には、意匠又はモデルが、生産及び使用の観点から関連があり、かつ 20 件の意匠又はモデルを超えないことを条件として、一以上の意匠又はモデルを含めることができる。

第 46 条

本法第 11 条に定める先の出願に基づく優先権に関する規定は、意匠及びモデルに適用される。

優先権主張のための期限は、最初の出願日から 6 ヶ月とする。

第 47 条

意匠又はモデルは、革新的又は新規でなければならず、また工業製品又は手工芸品の模様として用いられ、かつ UAE における公序良俗に反するものであってはならない。

第 48 条

大臣の決定により、意匠又はモデルに対し保護が与えられる。この決定及び意匠又はモデルは、必要な手数料の納付をもって公報に公開される。

利害関係者は、大臣の保護を付与する旨の決定について、公開の日から 60 日以内に委員会に対して控訴することができる。当該期限内に控訴がされない場合、本法の施行規則に基づき定められた登録番号及び登録日その他の情報を提示した登録証が、登録された所有者に対し送達される。

第 49 条

意匠又はモデルの保護の存続期間は、申請が提出された日から 10 年間とする。

第 50 条

本法第 49 条及び第 69 条に従って、本法第 14 条の規定は、意匠及びモデルに適用される。

第 51 条

本法に基づく意匠又はモデルの登録後に、所有者は、第三者に対して以下を禁止する権利を有する。

1. 物の生産において意匠又はモデルを使用すること
2. 意匠又はモデルに関連する物を輸入すること又はかかる物の使用、販売の申出もしくは販売の意図を持って加工すること

異なる状況において行われた行為、法的に保護された意匠又はモデルが使用される状況において行われた行為、あるいは、保護の対象となる登録意匠又はモデルとは異なる物の関係する行為に関して別途規定を定めることはできない。

第 52 条

登録申請の提出前に、本法第 51 条に定める活動をすでに善意により開始した者は、すで

に調達された物に関して開始したことを継続する権利を有するが、この権利は、当該活動が行われた企業と併せてのみ移転又は譲渡できるものとする。

第 53 条

意匠及びモデルは、本法第 7 条、第 9 条、第 17 条、第 18 条及び第 20 条並びに第 2 章第 2 節および第 3 節に従うものとする。

第 4 章

実施許諾契約

第 54 条

登録された所有者は、実施許諾の期間が本法に基づき定められた保護の期間を超えないことを条件として、自然人又は法人に対し、保護に基づく権利を使用する権利を与えることができる。実施許諾契約は、書面により行い、当事者が署名する。

第 55 条

実施許諾契約は、必要な手数料の納付をもって、保護の対象となる権利に関連する特許登記簿に記録及び記載される。実施許諾は、公報に公開された日から第三者に関連して拘束力を有するようになる。登録は、実施許諾契約の当事者の請求によるか、又は、取消しもしくは無効を宣言する命令によるか、又は、期限の終了をもって取消される。

第 56 条

実施許諾契約は、登録された所有者が自ら保護の対象を使用もしくは実施し、又は他の実施許諾を第三者に供与することを禁止しない。ただし、実施許諾契約に別途の規定がある場合は、この限りではない。

第 57 条

ライセンシーは、あらゆる地域において、かつ、あらゆる手段によって、法的保護の期間の間、UAE 全土で保護の対象を使用し、実施する権利を有する。ただし、実施許諾契約に別途の規定がある場合は、この限りではない。

ライセンシーは、保護の対象を侵害し、危険にさらし又は損害を与えることを阻止するために、登録されている所有者に与えられた権利を使用する権利も有する。ライセンシーは、登録されている所有者に対して、書留郵便により、侵害、危険を与える行為又は損害について通知する。登録されている所有者が、通知の日から 30 日以内に必要な行動をとらない場合、ライセンシーは、登録された所有者の側の過失もしくは不作為又は第三者の行

為によってであろうと、自己の被った損害に関して、損害を回復するために訴訟に訴える権利を有する。

第 58 条

事業が譲渡されるか、又は、その所有権が全部もしくは当該実施許諾を使用する部分に関して移転される場合を除いて、ライセンシーは、当該実施許諾を第三者に対して譲渡すること又はサブ実施許諾を供与することはできない。ただし、実施許諾契約に別段の規定がある場合は、この限りではない。

第 59 条

実施許諾契約、実施許諾契約の譲渡、保護の対象の所有権の移転、及びかかる契約の修正又は更新は、特許証書により与えられた条件、担保及び権利の遵守について局からの確認を受ける。

局は、関連する当局と調整して、当事者に対して、UAEにおいて契約の対象に関連して、産業財産権の濫用又は自由な競争の侵害に関する契約の変更を要請することができる。当事者がこれに応じない場合には、局は、本法の施行規則により定める方法で、当該契約の承認及び登記簿への登録を拒否することができる。

第 5 章

仮の救済措置、違法行為及び罰則

第 60 条

登録されている所有者、又は、本法に基づく産業財産権の全部もしくは一部の移転を受けた者は、本法又は本法に基づき付与された契約もしくは実施許諾に違反する侵害又は違法行為の場合に、権限ある裁判所から、発明、意匠、モデル、企業又は前記のいずれの種類の産業財産権を使用又は実施する企業の一部に対する仮の差止め命令を求めることができる。保護の申請は、これに関する保護証書に適用されるものと同一の規則に従う。

第 61 条

仮の差押えを申請する者は、差押え命令に先立った裁判所の定める金額の保証金を提供する。差押えを行う者は、裁判所の命令の発令日から 8 日以内に実体訴訟を提起する。さもなければ、命令は、無効とみなされる。

被告は、この期日の終了の日、又は、差押えを行う者により提起された実体訴訟の棄却の最終判決の交付日から 90 日以内に、損害賠償請求を提起することができる。

当該の保証金は、差押えを行う者の訴訟又は被告が提起した損害賠償請求についての最

終判判決が交付されて初めて現金化することができる。

第 62 条

他の法律により定められるより厳格な罰則に従って、特許、実用証もしくはノウハウを取得するために偽造文書を提出するか、又は、誤った情報を使用するか、又は、虚偽の陳述をした場合の処罰は、拘禁刑及び 5,000 ディルハム以上 10 万ディルハム以下の罰金刑、又は、そのいずれかとする。この処罰は、さらに発明、生産方法もしくはノウハウの一構成要素を模倣する者、又は本法により保護される権利を故意に侵害する者に対して、及び実際に関係する対象が意匠もしくはモデルである場合に適用される。

第 63 条

裁判所は、押収された物品をその時点で又はその後に没収することを命じることができる。裁判所は、違法な行為の証拠、不正商標商品に使用された設備及び道具を破棄するか又は排除するよう命令することもできる。裁判所は、無罪となった場合であっても、前記のすべてを命じることができる。

第 6 章

産業財産局及び最終規定

第 64 条

「産業財産局」と称される局は、省に設置する。局及びその支局は、本法及びその施行規則の実施について監督する。

大臣は、局の活動及び局が本法と施行規則に定める任務を実施する方法を指定する決定を交付する。

第 65 条

局の官吏は、本法及びその施行規則の実施を監督するための司法検査官として行動する権限を与えられる。官吏は、在職中及びその後の何時であれ、自己の業務の過程で取得した機密情報又は雇用中にアクセスのできた情報を開示すること、又はかかる情報を自己の利益もしくは他人の利益のために公表又は使用することを差し控える。官吏は、個人的に、文書又は書類の原本又は複製を保持してはならず、また、在職中及び退職後 3 年間は、局に対する特許代理人としての任に就いてはならない。

第 66 条

1. 大臣は、決定により、法務イスラム相 (Minister of Justice, Islamic Affairs & Awqaf)

の指名する裁判官 1 名及び局の職員以外で本法の規律する産業財産権に関連する経験を有する者 2 名を長とする委員会を任命する。大臣は、委員会の書記官を任命又は指名し、書記官は委員会の議長に報告を行う。

2. 委員会は、本法及びその施行規則の実施との関連において行われた決定に対して、関係者から提出された控訴について審問及び決定を行う。施行規則は、委員会の活動、委員の報酬、控訴及び控訴に対する決定の手続、並びに、関連する手数料を定める。

第 67 条

委員会の決定は、委員会の決定に関する通知を受理して 30 日以内に、民事訴訟法に従つて権限ある裁判所に控訴することができる。裁判所は、紛争中の対象に関する専門家を任命し、局に助言を求めることができる。

第 68 条

本法の施行規則は、局における特許代理人の職業について規定し、また、代理人が充足すべき要件、その任務、特許代理人の登録簿への登録料及び取消条件を定める。

第 69 条

本法の施行規則は、本法及びその施行規則に基づき提供される業務に対して局の課す手数料を定める。

第 70 条

2005 年 1 月 1 日実施。特許又は実用証は、本法及びその施行規則に定める条件を満たす医薬品の分野における化学発明について利用可能となる。

第 71 条

本法第 70 条に従って、局は、以下に基づき、医薬品の分野における化学発明に対する特許出願を引き続き受理する。

1. 出願は、受理された順番に、各場合に応じて、特許又は実用証の登記簿に登録される。登記簿には、本条に従って出願が登録された旨を表示して登録する。
2. 出願は、ガイドラインに従って、本法及びその施行規則の規定通りに、当該の物が真正な発明であるかどうか、及び優先権があるかどうかが立証されているかについて審査する。
3. 前記の種類の出願の対象を保護するために、世界貿易機関の加盟国のいずれかにおいて特許が交付され、かつ出願人が当該国において自己の物を市販するために実施許諾を取得するにいたる場合、出願人は、UAE の関連当局から自己の物を市販するために実施許諾の交付を受けた日から、当該の物を市販する排他的権利を有する。

4. 出願人は、5年間、又は製品特許が付与又は拒絶されるまでのいずれか先の期日まで UAEにおいて物を市販するための前項に基づく排他的権利を有する。

第 72 条

内閣府は、大臣の提案に基づき、職権の説明、本法の実施に関連する権限を委任される当局の地位及び規則、並びに登録と出願審査手続の説明及び提出の必要な情報及び文書、手数料及び経費、公告料、及び本法の実施に必要なすべての規則及びガイドラインを含む、本法の施行規則を公布する。

第 73 条

1992 年の連邦法第 44 号は、本法の規定に違反又は抵触する規定と同様に破棄される。

第 74 条

本法は、連邦官報に公布され、公示日から発効する。

ザイード・ビンスルターン・アールナフヤーン
UAE 大統領

アブダビの大統領府において私が 2002 年 11 月 19 日に発行した。

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル 中東編

[著者]
〈UAE およびサウジアラビア〉
Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉
Law office of Albert Bernardi,
Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]
日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。